

## インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている 定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると 1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が 5,000カ所、長崎県では 70カ所、長崎市保健所管内に 17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち 1つの医療機関が1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成28年の第5週は2月1日から2月7日までの週です。長崎県は39.41で、警報レベル「30」を超えました。長崎市は58.88と、警報レベルを超えた後もさらに上昇を続けています。長崎県の保健所管轄別で今回最も高かったのは県北地区で、74.75と、警報レベルの2倍以上となっています。全国的にも前週の22.57から34.66と一気に1.5倍も高くなって警報レベルとなりました。インフルエンザは猛威をふるっています。十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、筋肉痛・関節痛がみられたら早めに医療機関を受診してください。

